

環 廃 第 338 号
令和 5 年 8 月 14 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に
ついて（通知）

このことについて、令和 5 年 7 月 27 日付け環循適発第 2307271 号、環循規発第 2307273 号により環境省環境再生・資源循環局適正処理推進課長及び同廃棄物規制課長から別添のとおり通知があったので、お知らせします。

つきましては、貴会会員への周知に御配慮願います。

なお、本通知に伴う本県の産業廃棄物処理業許可及び施設許可における事務の取扱いについては、下記のとおりとします。

記

1 産業廃棄物処理業許可及び施設許可における許可事務の取扱いについて
現状のままとする。

2 理由

(1) 同時に二つ以上の申請書その他の書類を提出する場合の取扱い

従来より、静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領において、複数の申請又は届出を同時に行う場合には、理由書を添付することにより、共通する書類を省略することができる」と規定しており、施設許可においても同様に取り扱っているため。

※なお、収集運搬業と処分業の申請又は届出を同時に行う場合については、異なる機関が許可事務を行うため、これまで通り省略はできないものとする。

(2) 本人確認情報利用による添付書類省略

現状、審査において円滑に住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報の利用をすることができないため。

担 当 資 源 循 環 班
産 業 廃 棄 物 班
電 話 番 号 054-221-3349
054-221-2423